

令和7年度第8回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和7年11月10日(月)

招集場所 米子市役所本庁舎4階401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員
12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 16番 能登路幸輝委員
17番 船越真委員 18番 安井貴之委 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 10番 関本五郎委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 三島通政委員
住田一行委員 大塚清徳委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員
橋本慎一委員 田中英省委員

事務局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事

農林課 松原主任

傍聴人 無し

日 程 1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に係る意見照会に対する回答について

エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (9) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第8回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席11番の高橋農業委員と議席12番の宅野農業委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、関本農業委員です。

それでは審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば事務局から説明してください。

議長（角会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号20の和田町から番号22の上福原について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

3条許可案件について説明いたします。番号20の和田町の議案について説明いたします。和田町の申請地は畑2筆の360平方メートルの農地を贈与されるものです。番号21の上福原の議案について説明いたします。畑1筆の1,098平方メートルの農地を売買されるものです。番号22の上福原の議案について説明いたします。田1筆の121平方メートルの農地を売買されるものです。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（角会長）

番号20の和田町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大家推進委員

現地調査を10月20日に米澤農業委員と2人で行いました。譲渡人は市外在住かつ高齢の方です。以前から譲受人は当該農地を管理しており、この度贈与する運びとなりました。当該農地2筆は譲受人の自宅に隣接しており、ビニールハウスの中では白ネギが育苗されているなど、適正に管理されています。許可については問題ないと思います。

議長（角会長）

番号21の上福原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

船越農業委員

現地調査を10月27日に影嶋推進委員と2人で行いました。以前から耕作されず、耕作放棄地になっていました。先日現地調査に行った時には、草刈りがされ、きれいに整地された状態でした。ここにはぶどうの木を植え、3年間作付けをする計画になっています。審議をお願いいたします。なお、地元の農業委員としては、今後の作付け内容を注視していきたいと思っています。

議長（角会長）

番号22の上福原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

影嶋推進委員

現地調査を10月27日に廣東推進委員と2人で行いました。周りを農地に囲まれ進入路がない水田で、狭小な農地です。現在は、隣接する農地の人と一緒に耕作をしてくれています。譲受人は隣接耕作者で、水稻や野菜を育てています。市内に在住し、許可については問題ないと思います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、4ページ、番号20の和田町と番号21の上福原について一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号22の上福原について採決したいと思います。これについては、関係者の舩越農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号49の両三柳について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄推進委員

番号49の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、コンビニエンスストアを計画したものです。11月2日に泉農業委員と2人で現地確認を行いました。造成計画については最高110センチメートルの盛土造成、最高250センチメートルの切土造成を行います。擁壁については高さ50センチメートルの擁壁を設置いたします。雨水の排水について、溜桝後農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号50の夜見町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

番号50の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。11月4日に矢倉推進委員と現地確認を行いました。現状は柿の木が植えてありました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用いたします。擁壁についてはコンクリートブロックを設置いたします。雨水の排水について、溜桝後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号51の奈喜良について審議いたします。

担当委員さんから説明をお願いします。

岩佐農業委員

番号51の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。10月27日に福長推進委員と事務局と3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、高さ1.2メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意を確認しております。土地改良区の該当は有りません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ、議案第3号をお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、地域計画の変更(案)について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき意見を求めます。農林課より説明をお願いします。

農林課（松原主任）

彦名・夜見地区で地域計画の変更が2点ありましたので、説明させていただきます。

1つ目の変更は、赤枠で囲っている範囲を地域計画の区域から除外をするものです。この赤枠の9割が農業振興地域農用地の区域外、1割が農業振興地域農用地の区域内となっています。現在米子市経済戦略課と民間企業の合同で脱炭素事業が行われており、1割の青地についても現状農業ができる環境ではないため、経済戦略課より土地利用の効率化の観点からこの地域も含めて事業をさせて欲しいとの申出があったことから除外するものです。

2つ目の変更は、担い手の追加です。元々市外の認定農業者の方で、耕作面積が5.5ヘクタールと大きいためこの度担い手の追加を行いました。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。特に、対象地区である彦名の委員さんたちは何かご意見等ありますか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続きまして、9ページ、議案第4号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、10ページの番号11-1から、13ページの番号11-30までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案9ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。11ページの番号11-13から12ページの番号11-19は、新規就農者の方です。それ以外の10ページの番号11-1から13ページの番号11-30は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。なお、13ページの番号11-25から番号11-28は、相続人がおられない相続未登記農地で、知事裁定により利用権を取得するものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、10ページの番号11-1から13ページの番号11-28までを一括して採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号11-29について採決したいと思います。これについては、関係者の船越農業委員は、議事に参与できません。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号11-30について採決したいと思います。これについては、関係者の安井農業委員は、議事に参与できません。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。
審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

16ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

17ページから18ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

19ページから23ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、12件を受理しています。

次に、24ページから25ページの非農地現況証明について、8件を証明しています。

次に、26ページから28ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、3件を回答しています。

次に、29ページの農地転用現況確認書の交付について3件を交付しています。

次に、30ページから31ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、3件を回答しています。

最後に、32ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、1件を受付けています。

報告について、事務局からは以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

本日、予定していましたが審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

（連絡事項）

議長（角会長）

これを持ちまして、第8回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時00分